十一　指定地域密着型介護予防サービス基準第八十二条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第七項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

十二　指定地域密着型介護予防サービス基準第八十二条第八項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要

十三～十五　（略）

２～５　（略）

（法第百十五条の四十五の五第二項の厚生労働省令で定める基準）

**第百四十条の六十三の六**　法第百十五条の四十五の五第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、市町村が定める基準であって、次のいずれかに該当するものとする。

一　第一号事業（第一号生活支援事業を除く。）に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当する基準

イ　介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。ロにおいて「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に係る基準その他厚生労働大臣が定める基準の例による基準又は指定介護予防支援等基準（地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者に係る部分に限る。）に規定する介護予防支援に係る基準の例による基準

ロ・ハ　（略）

二　（略）

**別表第二**（第百四十条の四十五、第百四十条の四十七関係）

第一　介護サービスの内容に関する事項

一　（略）

二　利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置

イ～ホ　（略）

ヘ　通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護（⑼については指定療養通所介護に限る。）

⑴　身体的拘束等（指定居宅サービス等基準第二十三条第三号に規定する身体的拘束等をいう。以下同じ。）の排除のための取組の状況

⑵～⑼　（略）

ト～タ　（略）

三・四　（略）

五　介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携

イ～ハ　（略）

ニ　特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

⑴　指定居宅サービス等基準第百九十一条第一項に規定する協力医療機関及び同条第七項に規定する協力歯科医療機関との連携の状況

⑵　（略）

十一　指定地域密着型介護予防サービス基準第八十二条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

十二　指定地域密着型介護予防サービス基準第八十二条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要

十三～十五　（略）

２～５　（略）

（法第百十五条の四十五の五第二項の厚生労働省令で定める基準）

**第百四十条の六十三の六**　法第百十五条の四十五の五第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、市町村が定める基準であって、次のいずれかに該当するものとする。

一　第一号事業（第一号生活支援事業を除く。）に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当する基準

イ　介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。ロにおいて「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に係る基準その他厚生労働大臣が定める基準の例による基準又は指定介護予防支援等基準に規定する介護予防支援に係る基準の例による基準

ロ・ハ　（略）

二　（略）

**別表第二**（第百四十条の四十五、第百四十条の四十七関係）

第一　介護サービスの内容に関する事項

一　（略）

二　利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置

イ～ホ　（略）

ヘ　通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護（⑼については指定療養通所介護に限る。）

⑴　身体的拘束等（指定居宅サービス等基準第百二十八条第四項に規定する身体的拘束等をいう。以下同じ。）の排除のための取組の状況

⑵～⑼　（略）

ト～タ　（略）

三・四　（略）

五　介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携

イ～ハ　（略）

ニ　特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

⑴　指定居宅サービス等基準第百九十一条第一項に規定する協力医療機関及び同条第二項に規定する協力歯科医療機関との連携の状況

⑵　（略）